

第12回 新潟市地域自治委員会 会議概要

日 時：平成18年8月31日(木)

午後2時～4時

場 所：本館6階第2委員会室

出席者： 【委員】50音順

	石附 幸子	CAP・にいがた代表
会長	小川 竹二	豊栄地区地域審議会会長
	河田 瑠子	うちの実家代表
	木戸 八一	公募委員
会長代理	塩田 誼	公募委員
	眞谷 誠祐	新潟市・新潟地区小中学校PTA連合会会長

【事務局】

	広橋 正博	社会福祉協議会事務局長(地域自治部会長)
	長谷川裕一	市民協働推進担当部長(地域自治副部会長)
	西 和男	政策推進室長
	熊倉 淳一	企画課長
	丸山 賢一	法務担当課長
	寺田 稔	政策推進員 ほか

1 開 会

西政策推進室長

本日はお忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。

これまで皆様からご検討頂きました内容について、8月23日に市政創造推進戦略本部に報告させていただいた。

戦略本部の意見としては、大きな枠組みとして「分権型政令市に関する規定が弱い」とのことでした。これは、本委員会においても皆様よりご意見をいただいていた点であり、本日はその点も踏まえ、自ら律するぎょうにん偏の「自律」と、自ら立つ自主・自立の観点を条文に加えたものをご提示させていただいております。それは、市に関して言えば国に依存しないことや都市内分権ということであり、市民の部分においても役割や責任の中で自主・自立(自律)といった観点を加えさせていただいております。また、これを実現するために、行財政の効率化や次の世代へ繋ぐ持続性といった観点も加えさせていただいております。

市長からも、自治基本条例について本委員会と意見交換を行いたいとの提案をいただいておりますので、改めて日程を調整させていただきたいと存じます。

塩田委員

戦略本部会議において、本条例の検討並びに施行スケジュールをどのように考えている

かお聞きしたい。また、住民投票制度についてはどのような意見があったか。

西政策推進室長

本条例の定める事項として、議会の役割や責務といった部分もあり、その点については議会側のご意見やお考えをいただく必要がある。間もなく開催される9月議会において、本条例について議会側へ説明させていただくことを予定しており、その中でスケジュール等を含めた議会側のご判断を頂きたいと思う。

小川会長

市長のお考えでは、新しい議員の方から本条例をご検討いただくという方法も一つとして見込まれているように聞いたが、新たな分権型政令市の船出に間に合わせるためには、本年度の12月議会に上程していくことが必要であろう。

西政策推進室長

議会の責務に関する規定など議会側のご判断が必要となるため、9月議会の中でお考えを頂いていこうと思う。なお、区自治協議会設置条例など他の条例等との関係もあるため、しっかり整理していきたいと考えている。

また、住民投票制度については、自治法の規定よりも一歩踏み出して外国人を含める形でご提示させていただいた。

寺田政策推進員

通勤・通学者までとはいかないが、本条例の市民の定義に近い形で合わせるべく、外国人を含むものとして整理させていただいたものである。

西政策推進室長

常設型、非常設型の別においては、現段階で常設型を排除するのではなく、両者のメリット・デメリットを踏まえて可能な限り検討を行って欲しいとのことであった。

塩田委員

スケジュールについては、合併時の理念に立ち返り政令市移行に間に合うよう、9月議会ですっかり議論していただきたいと思う。

小川会長

執行部側の考え、意気込みを示した上で、議会に判断を求めることが必要ではないか。

木戸委員

本委員会において検討を開始したときと情勢も変わったため、検討並び施行スケジュールについて時点修正を行い、事務局側の考えを再提示して欲しい。

小川会長

市長との意見交換までに事務局から提示していただきたい。

2 議 事

(1) 自治基本条例に盛り込むべき項目及びその内容の検討について(その6)

小川会長

それでは、事務局作成の資料「地域自治委員会での論点整理(H18.8.22まで)」をもとに、まずは前文の審議を行うこととする。

前文であるから、継ぎ接ぎではなく、文章として取り扱いたいと思う。各委員から補足すべき意見があればお願いしたい。

石附委員

どこにとまでは言えないが、前文の中に「個人の人権の尊重」と、せっかく本市は非核平和都市宣言を行っているのだから「平和」という2つの言葉を加えられれば良いと思う。

塩田委員

港や空港を市の成り立ちといたくだりで加えることはできないか。前文に馴染むかといった問題はあるが「分権」という言葉を明示できないだろうか。

小川会長

新潟は城下町ではなく、自由民権運動など昔から町人自治の風土を持っていた。市の成り立ちとして、歴史をしっかりと押さえておくことも重要ではないだろうか。先人が築いてきた自治の概念を掘り起こすことも必要であろう。

眞谷委員

新潟は寛容な地主文化に支えられてきた。旧来から住民自治が成り立っていた。「先人から引き継いだ」だけでは、他の地域、外の人から見ると何のことかわからない。せっかく誇るべき自治の歴史があるのだから、盛り込んでいくことが良いのではないか。

河田委員

「自らの力で、安心して暮らせる社会を築き」とあるが、住民同士の支え合いは示さなくて良いだろうか。また、唐突にこの表現があると、突き放された気分になってしまう。市民と市だけが協働するものだろうか。もっと市民相互の共助の精神を盛り込んでいいのではないか。

眞谷委員

「である」調の表現から「です、ます」調の表現へ変わっている。「です、ます」調の方が馴染みやすく、分かりやすいと感じる。条文化の際は「です、ます」調とするのか。

西政策推進室長

今後はこの方向でいきたいと考えている。

小川会長

本市は北東アジアと関係深い。アジア外交にも軸足を置いて、「平和」という文言を盛り込んだほうが良いのではないか。

河田委員

個人的には「結いの文化」も入れられれば良いと思う。

広橋地域自治部会長

本市の市民憲章は詩的で全国でも稀なものである。ご指摘の事項を全部踏まえていくと市民憲章とあまり変わらなくなるのではないか。川崎市のように、本条例の前文には解釈基準を定めるものとする考え方もある。事務局で整理が必要であろう。

《条例本文全体について》

寺田政策推進員

前回の皆様からのご意見を受け、市民自治を推進する基盤として「市民力の向上」と、次世代に繋いでいく「持続性の確保」といった観点が不可欠であることから、条例本文においてもその考え方を盛り込んでいく方向で検討を行った。細かな表現についてはさらに検討・修正していきたい。

河田委員

全体として、自律（自立）の概念を盛り込むことで、各主体の責務がより明確化され分

かりやすくなったと思う。

石附委員

パブリックコメントやコンプライアンスといった片仮名使用の問題はどうか。パブリックコメントについては特に一般化されていると思うが。

丸山法務担当課長

コンプライアンスという文言については，他都市の条例において既に使用されている事例もある。

広橋地域自治部会長

行政用語としては一般的であっても，法令用語としてはどうか。

丸山法務担当課長

市民に権利や義務を課す場合は，疑義が生じないようにさらに慎重な議論を要する。

木戸委員

本条例を中学生が読んでも分かりやすいものにと考えた場合，懸念を覚える。横文字が全てだめという訳ではなく，その意義が一般的に共有されていれば良い。

小川会長

条文化の際には，市民の側に用語の意義が共有されているか否か十分に検討して使用されたい。

眞谷委員

もう一つの見方として，英語として通用するか否かが挙げられる。イギリスやアメリカにおいて使用されているならば良いが，和製英語であるならば使用しないほうがよいと考える。

丸山法務担当課長

コンプライアンス (c o m p l i a n c e) については，c o m p l y の名詞形であり，法令遵守としても使用されていると記憶している。

広橋地域自治部会長

表現したい本来の用語の意義が狭まるようでは問題がある。しっかり検討しなくてはならない。

塩田委員

自治の基本原則として，自立の原則を明記するのは全国で初めての例ではないか。初めてであれば，本市条例の特徴であり誇れる点となるのではないか。

また，「市民力の向上」と「持続性の確保」の具体は何か。

寺田政策推進員

時間なく調査が及んでいないが，考え方の根底として又は一部分として取り入れているところはあるけれども，自立の原則を明確に規定しているものはなかったと記憶している。

また，市民力とは物質的なものを指すのではなく，市民主体の市政の実現のため，「自らでやっていく個人の力」といったものを想定している。

持続性の確保については，市民自治を支える仕組みであり，市民力を育てていくものと考えている。

河田委員

市民力とは育てるものではなく，潜在しているものを引き出すものかもしれない。

石附委員

区のあり方を考えたとき、市民力とは区自治協議会であり、コミュニティ協議会である。これまでの設立状況等をみると、旧市域においては不安を感じる。

小川会長

区制施行後は、区自治協議会相互の交流会や意見交換会などを行い、それぞれがレベルの向上を図らなくてはならない。

先進的と称される宝塚市においても、地域によってレベルの差があると聞いている。

塩田委員

区のレベル向上策として、任期付職員を副市長として採用するなど考えられるのではないか。

広橋地域自治部会長

地方自治法において、区長は「事務吏員を以ってこれに充てる」とあり、法的に制限がある。特別職であり、議会の同意を要する助役、即ち副市長を8名置くとした場合は国が認めないだろう。

河田委員

コミュニティや地域の自治については、武蔵野市や宝塚市が先例と言われており、新潟市にも期待したい。

広橋地域自治部会長

区と区を競わせることも必要かもしれない。

小川会長

地域振興費のように、一括で予算を委ね、自主的な判断をさせるということが必要である。財源には限りがある。自ら考え、自分たちの判断で行うことが重要だ。地域振興費といった用語が盛り込めれば一番良いが、難しいようであればその仕組みを盛り込むことが必要ではないか。

石附委員

パブリックコメントの規定について、回答の公表まで明記した方が良いのではないか。

寺田政策推進員

規定する上で、冗長につき省略した部分もある。パブリックコメントについては、指針上では公表まで規定しており、条文化に際しては表現について検討したい。

小川会長

区における住民自治については、各自持ち帰り次回の検討としたい。

以上

3 会議資料

資料 地域自治委員会での論点整理（H18.8.22まで）

資料 自治基本条例の基本理念・自治の基本原則等